



こざがわちょう

第96号

平成21年 2月10日

# 議会だより

編集発行  
和歌山県  
古座川町議会  
TEL 0735-72-3410  
FAX 0735-72-1858



三尾川小学校屋内運動場（講堂）竣工式（1月14日）

## 平成20年12月定例会（12月10日～18日）

補正予算 ..... 2～3ページ

条例改正・人事案件他 ..... 4ページ

一般質問に3議員 ..... 5～6ページ

請願（町営墓地に至る道路の町道認定に関する請願書）他 ..... 7～8ページ

## 20年度補正予算・条例改正などを審議

12月定例会は、12月11日から18日までの8日間開催し、執行部より20年度補正予算9件、条例関係5件、人事案件1件、その他1件、計16件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

今定例会は、平成20年度補正予算案と請願、陳情、要望を主として審議を行いました。主な議案について要約して掲載しています。

### 一般会計補正予算（4号）

#### ふるさとづくり寄付金など

**103万9000円を追加**

#### 100万円を超える ふるさと納税

#### ふるさと納税

#### ふるさとづくり寄付金 (ふるさと納税)として、 ふるさとづくり寄付金

#### (ふるさと納税)として、 ふるさとづくり寄付金

を挟むのは好ましくない  
のだが、地形上やむを得  
ない。  
フェンスは設置する予  
定であるが、トイレの設  
置は現在の所考えていな  
い。

ばれたのか。  
国が、住生活の基本法  
を制定するための基礎資  
料として、住生活への満  
足度等の調査をする。



緑地公園予定地（鶴川）

調査地区が高瀬地区と、  
松根地区になったのは、  
単純に抽出しただけであ  
る。

調査対象地区になつてい  
るが、どういう基準で選  
ばれたのか。  
国道を挟むと危険では  
ないか。フェンスは設置  
するのか。また、トイレ  
はどうするのか。  
住生活総合調査は、ど  
ういう項目を調査する  
のか。  
維持管理の面から、現  
在はそこまで考えていな  
い。  
冷暖房をつけるのか。  
ご指摘のとおり、道路  
の構造の段階であるが、  
国道371号線を挟んで、  
串本を向いて左側部分を  
広場に、右側部分を駐車  
場にしたいと考えている。

最初の保守点検時の清  
掃に問題があつたのか、  
それとも、その後の使  
方に問題があつたのか。  
またこの2カ所以外の  
浄化槽に問題はなかつた  
のか。（次のページへ）

最初の保守点検時の清  
掃に問題があつたのか、  
それとも、その後の使  
方に問題があつたのか。  
またこの2カ所以外の  
浄化槽に問題はなかつた  
のか。（次のページへ）

毎年1回、指定検査機  
関の定期検査を受けてい  
るが、「沈殿槽に汚泥の  
発生がみられる」との指  
摘を受けたため、もう一  
度保守点検を行う。  
保全が、その理由は。  
高瀬保育所と月野瀬公  
衆トイレの浄化槽を、定  
期の保守点検以外に、も  
う一度保守点検を行うと  
いうが、その理由は。  
調査地区が高瀬地区と、  
松根地区になったのは、  
単純に抽出しただけであ  
る。

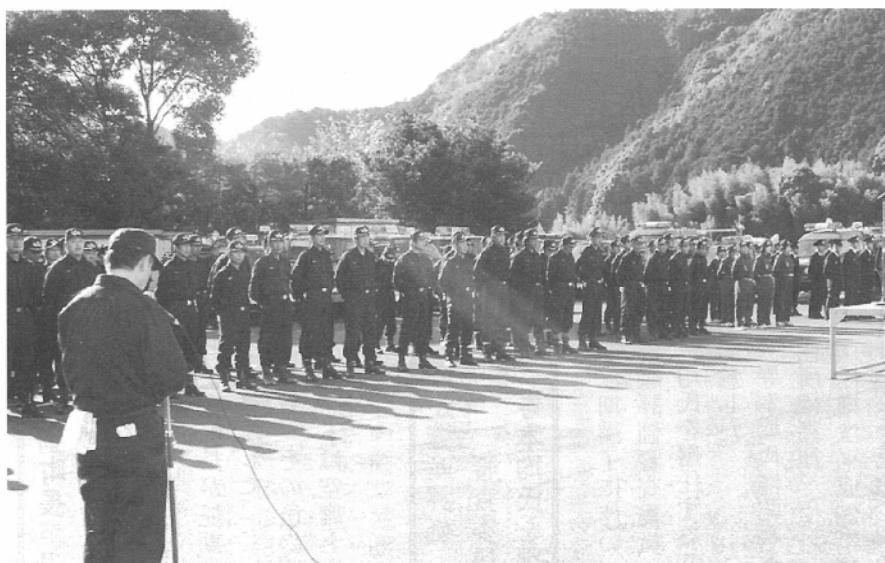
### 浄化槽の 保守点検は

### 保全が、その理由は。 高瀬保育所と月野瀬公 衆トイレの浄化槽を、定 期の保守点検以外に、も う一度保守点検を行うと いうが、その理由は。

最初の保守点検時の清  
掃に問題があつたのか、  
それとも、その後の使  
方に問題があつたのか。  
またこの2カ所以外の  
浄化槽に問題はなかつた  
のか。（次のページへ）

## 平成20年度一般会計補正予算（4号）の主なもの

歳入（103万9,000円の追加）	歳出（103万9,000円の追加）
<b>国から</b>	<b>総務管理費</b>
住宅・建築物耐震改修等事業補助金	△18万円
<b>県から</b>	<b>バス停待合所設置工事</b>
障害者自立支援対策臨時特例交付金	30万円
重度心身障害児者医療費補助金	6万円
ひとり親家庭医療費補助金	16万円
県土防災対策治山事業補助金	△76万円
機械化林業推進事業補助金	△65万円
紀州材需要創出事業補助金	414万円
土木費補助金 町道山申線	103万円
町道明神潤野線	△560万円
<b>委託金</b>	<b>ケアホームの重度障害者支援体制</b>
住生活総合調査	4万円
<b>財産運用収入</b>	<b>強化事業費負担金</b>
斎場施設設置基金利息収入	5万円
<b>寄付金</b>	<b>重度心身障害児者医療費</b>
ふるさとづくり寄付金	102万円
<b>雑入</b>	<b>配食サービス事業委託料</b>
消防団員退職報償金	127万円
障害者医療費国庫負担金	8万円
障害者医療費県費負担金	4万円
	<b>出産育児一時金繰出金</b>
	<b>保健衛生費</b>
	七川診療所特別会計繰出金
	<b>商工費</b>
	用地購入費
	<b>道路橋梁費</b>
	山申線改良工事
	明神潤野線潜水橋橋架替工事
	<b>消防費</b>
	消防団員退職報償金
	消火栓設置場所標示工事
	消防器材



2名の方が退団され、現在の団員数は128名（1月4日 出初式）

答 この2ヵ所以外は指摘  
ただいていますが、使い方  
によっては汚泥がたくさん  
たまる場合がある。保  
育所に対して使用につい  
て指導している。  
公衆トイレについては、  
不特定多数の方が利用さ  
れ、いろんな異物が流さ  
れて、よく故障の原因に  
なる。対策に苦慮してい  
ます。  
清掃はきちんととして  
いるが、使い方  
によつては汚泥がたくさん  
たまる場合がある。保  
育所に対して使用につい  
て指導している。  
この2ヵ所以外は指摘  
を受けていない。

答 消火栓ボックス内のホー  
スが破損して使えないの  
がある。点検して早急に  
取り替えてほしい。

問 れて、よく故障の原因に  
なる。対策に苦慮してい  
ます。  
確認した上で、不備が  
あれば取り替えたい。

## 【介護保険条例改正に伴い改正された課税区分】

第1段階	生活保護の受給者及び、老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方		基準額×0.5 24,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		基準額×0.5 24,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方		基準額×0.75 36,900円
第4段階	特例	本人が住民税非課税で、第1、2、3段階に該当しない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.87 42,800円
	本人が住民税非課税で、第1、2、3段階に該当しない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		基準額×1.0 49,200円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方		基準額×1.12 55,100円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		基準額×1.25 61,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方		基準額×1.5 73,800円

◆介護保険条例  
3年に一度改定される

保険料が、基準額は4万9200円と変わらないが、課税区分が6段階から7段階8区分になる。

◆国民健康保険税条例  
改正理由は4月～6月の保険税は前年度の保険税を参考に仮算定していった。しかし、これでは被保険者の家族構成や所得に変動があると、大きな誤差が生じる場合がある。被保険者からの苦情も多いので、仮算定をやめて所得が確定してから課税するようにしたもの。年間の保険税は変わらない。

◆古座川町税条例  
産科医療保険制度に加入している医療機関で分娩した場合、出産育児一時金が3万円加算される。  
◆国民健康保険条例  
産科医療保険制度に加入している医療機関で分娩した場合、出産育児一時金が3万円加算される。  
◆古座川町税条例  
公益法人制度改革により、町内の保郷会等の法人が、一般法人や地縁団体への移行が予測されると、古座川町の特性の高い地縁団体やNPO法人の町民税の法人税均等割を免除する。ただし、収益事業があり、法人税割が課税される場合は対象外。

## 【専用給水装置及び共用給水装置の使用料金】

基本料金(1ヶ月)			超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分及び金額		
13mm以上 25mmまで	10m <sup>3</sup> まで	1,200円	使用料が10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 130円	使用料が50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 140円	使用料が100m <sup>3</sup> を超えるもの 150円
			使用料が10m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 150円	使用料が100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 160円	使用料が500m <sup>3</sup> を超えるもの 170円

◆給水条例  
基本料金を現行120円から1250円。また超過料金もそれぞれ1回になる。

基本料金(1ヶ月)			超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分及び金額		
13mm以上 25mmまで	10m <sup>3</sup> まで	1,250円	使用料が10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 140円	使用料が50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 150円	使用料が100m <sup>3</sup> を超えるもの 160円
			使用料が10m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 160円	使用料が100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 170円	使用料が500m <sup>3</sup> を超えるもの 180円

◆給水条例  
1m<sup>3</sup>につき10円増の改定となる。施行日は平成21年3月1日。



寺本均氏は昭和8年生。住所は高池。任期は平成20年12月16日から平成23年12月15日。本均氏を選任することに同意した。

固定資産評価  
審査委員に  
寺本均氏を選任

井上副町長が任期満了により退任した。なお、その後の副町長のポストは空席となつている。

井上副町長が退任副町長は空席に

去る平成20年12月31日、

**一般質問****みんなの願いを町政に**

掲載した内容は本人が質問と答弁を1400字以内にまとめたものです。

(一般質問者は3人でしたが、1人が原稿を提出しなかったため、2人のみの掲載となっています。)

## 福祉医療対象者には 資格証明書を発行するな

### 日下 博規



被保険者資格証明書

国民健康保険税の滞納を理由に、被保険者資格証明書（以下、資格証明書）を発行され、医療費が10割負担となつた者が、古座川町福祉医療費支給条例対象者である場合の対応について聞く。

国民健康保険税を滞納して、親が保険税を滞納して、治療費が10割負担となつた場合、その子供まで医療費が10割負担を強いられ、いわば無保険状態等しくなる。

これは乳幼児への医療費の支給が、お金のある

町長  
国保税の1年以上の滞納世帯は、現在25世帯で

なしにかかわらず、どんな家庭の子供でも、安心して医療が受けられるようにするという条例の目

的に対することになる。  
ひとり親家庭医療費支給対象者や、重度心身障害児者医療費支給対象者についても、条例の福祉

に寄与するという目的からすれば、乳幼児医療費支給対象者と同じだと考

えるが、対応について聞く。

居所不明で、実際に資格証明書を発行しているのは2世帯である。

資格証明書を発行された方が医療にかかると、医療機関の窓口で医療費の全額を支払い、その領収書を添えて役場へ来ていただければ、国保から

保険給付費分を支払う。そのうちの一部を、滞納している保険税の支払いに当てていただくよう指

めに従つていきたい。

**町長**  
国や県が行うなら、それが従つていきたい。

**質問**  
自主性のない答弁だ。

國や県の動向でなく、古

座川町の対応を聞いてい

る。

### 町長

現在、資格証明書の発行世帯には福祉医療費対象者はいないが、そのような事態が生じたときは、十分配慮しながら個別に判断し対応したい。

## 老人への資格証明書の 発行は中止せよ

後期高齢者医療制度について、広域連合と各市町村との間で協議していくことになつていて。單純に1年以上の滞納だけで資格証明書の発行をしないよう、悪質な滞納者に限るよう要望していく。

今年4月から始まつた後期高齢者医療保険制度により、これまで老人には資格証明書の発行は禁じられていたのが、できようになつた。

古座川町福祉医療費支給条例対象者が、和歌山県後期高齢者医療連合から資格証明書を発行された場合、古座川町はどの

よう対応をするのか。

また、福祉医療費支給条例対象者でなくとも、老人が資格証明書による医療費10割負担になつたら、それは医者にかかるなどいうに等しい。

後期高齢者医療制度が始めたことによる、新たな問題として検討する必要があるのではないか。

とり親家庭の子供や、重度心身障害児者についても同じことが言える。保護者が悪質な税の滞納者であったとしても、その子供や扶養されている障害者には何の責任もない。福社医療費支給対象者は個別の保険証を発行するよう要求する。

## 住環境整備の徹底を図れ

**新谷 積助**

「真砂船」は昭和15年までの間、真砂と古座間を往来して、生活物資などの輸送にあたり、古座川沿線と奥地住民の生活を支えてきた。その痕跡は遺構として残っている。今では往時を追憶するだけであるが、古座川の歴史上においては貴重な存在といえる。

今回、9月24日と25日に現地取材があり、真砂区長さんが全て一人で応

9月7日の下見で、番組担当者を現地に案内した時、「川の港」だった場所が竹藪に覆われ、昔の面影を疑う程だったが、丁寧に観察する中で、は

9月初旬、NHK和歌

## 歴史と伝統を大切にせよ

「真砂船」は昭和15年までの間、真砂と古座間を往来して、生活物資などの輸送にあたり、古座川沿線と奥地住民の生活を支えてきた。その痕跡は遺構として残っている。

対されたと言われている。区長さんの亡父が乗組員だったこともあって、写真等の資料が保管しておられたことが幸いだつたと思われるが、昔の資料を繙いて、当日の取材に備えられたそうだ。

最初、NHK和歌山放送局から教育委員会に照会があつて、公民館の資料室も見学されたということでもあり、承知されたい」と思われる。このようないい合わせの電話が教育委員会にあつた。

担当者は、真砂船につ

いて詳しい資料もなく、

また知識も充分でないこ

とを伝え、現地取材につ

いては真砂区長を紹介し

ていたと思われる。

このような機会に役場

が関わらなかつたことと、

テレビ放映があることを、

とが分かり取材はなく、

テレビ放映についても、

知り得るすべがなかつた。

住環境において、日常欠くことのできないのは「水」であり、生活を支えるポイントを占めている。そこで重要なのが給水施設である。

上水道・簡易水道は町が管理するが、飲料水供給施設・簡易給水施設は

団体等で管理する私設の設備である。

当初の経緯は色いろだつたと思われるが、公設と私設では、施設の整備・維持管理を含む全てにおいて較差が大きい。較差が大きいということは不公平につながることにな

る。住民は公平に生活する権利を持つとともに、共通の義務を負い責任を果たしながら暮らしており、受益においても均衡を図らなければならない。

現在61カ所ある給水施設の内、90%を占める飲

断水すれば修復することになるが、高齢化で独居世帯が増えしていく中では協同作業は難しく、限られた小人数でようやく維持管理しているのが現状である。

易水道並にしていく必要性について、所見を伺いたい。

町長

実態調査については、調査内容を検討して実施

先行きが不安で、住民の生活も集落の維持も難しくなるであろうことを憂慮する。

これらの該当施設全般についての実態調査を実施して状況把握に努め、また不完全な取水口の改修と、以後の管理を、簡易水道並にしていく必要性について、所見を伺いたい。

維持管理を簡易水道並にする必要性については、当該施設の調査終了後ににおいて、個々の施設ごとに検討していく考え方である。

取水口の改修について

は、古座川町山村振興対策事業により、維持管理が難しくなつてきているところは、手間の少ないポンプアップ方式などに変える工事を実施している。



真砂船「川の港」があった場所

## 古座川町議会だより

## 共同墓地への町道認定と

## 早期改良を求める請願は不採択

共同墓地に至る道路の町道認定、改良についての議案は、12月4日、産業建設委員会で採択（賛成3）され、12月18日、本会議に上程。激しい議論が交わされたが、賛成3の少数で否決、不採択となつた。

## 古座川町共同墓地に至る町道認定と早期改良を求める請願書

町道認定と早期改良を求める  
◎寺町共同墓地（高池字洞4・9・8番地）に至る道路は現在便利道であつて、町道祥源寺1号線（終点高池字洞5・0・0番地）より先は、私有地（祥源寺所有約30m）を通り便利道を約130m通過して町営墓地に至るのが現在の状況であります。

現在まで地元議員が数回に渡り一般質問し、過去に

平成20年9月5日  
高池下部区長  
山崎 豊

## 委員長報告への質疑

町道認定と早期改良を求める  
◎寺町共同墓地（高池字洞4・9・8番地）に至る道路は現在便利道であつて、町道祥源寺1号線（終点高池字洞5・0・0番地）より先は、私有地（祥源寺所有約30m）を通り便利道を約130m通過して町営墓地に至るのが現在の状況であります。

平成20年9月5日  
高池下部区長  
山崎 豊

町道認定と早期改良を求める  
◎寺町共同墓地（高池字洞4・9・8番地）に至る道路は現在便利道であつて、町道昇格と早期改良を進めさせていただけますよう、区役員及び町営墓地使用者と関係者の署名を添付して地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

## 産業建設委員会 委員長報告

## 審査の経過と結果

平成20年9月16日、委員会を開催し、請願書について、その願意、内容等、審査するとともに、状況把握に努めるため現地調査を行う。

平成20年12月4日、委員会を開催し、参考人2名と紹介議員1名に出席を要請し、説明を受ける。引き続き建設課長に出席を要請し、町道認定等に關する説明を受ける。

以上の経過を経て、採決を行い、賛成多数で、採択すべきものと決定した。



祥源寺墓地内の便利道（高池）

賛成  
田中町長の時に一般質問したところ、「奥地の共同墓地を人家とみなして町道に認定し、町道をつけていく

（次ページに続く）

という請願であるが、この墓地の奥に家はあるのか。

建設課長に出席を要請して、町道認定等に関する説明を受けたとあるが、

町道認定には、民家が3軒以上必要だとの基準があつたようと思つ。

自家のない所でも町道として認定し、整備していけるとの報告があつたのか。

現在の便利道は、左が

道の周囲が墓地であり、放水路、右が墓地だ。便利道は狭い所で、1・3m位、広い所で3mである。これを町道して改良する場合、放水路の方に拡幅等はできないので、墓地を削らざるを得ない。

建設課長は「現在の便利道の奥に住宅はない」との説明だった。自家のない所への町道認定等の是非について質問はなかつた。

後者についてはいろんな意見、議論があつたが、前者については、大きな課題だが検討されなかつた。

答　寺であるだけに、政教分離の問題に触れるのではなか。

今ある道は、公園上で墓地だ。そこを「町道として認めよ」との請願には無理があると思うが。

寺であるだけに、政教分離の問題に触れるのではなか。

寺であるだけに、政教分離の問題に触れるのではなか。



古座川町寺町共同墓地（高池）

たい」との回答をいただいている。行政の連続性からしても、町に遂行の義務があるのでないか。

さらに政教分離の問題につき、北町長の時、その指摘は受けた。しかし、たくさんの中野もあり、「町道が無理なら作業道、農林道を」と、実際に20年前から歴代4町長に要請し続け、そのたびに良い返事をいただいた。地域住民の長年の悲願であり、100名を超える署名もあり、産業建設

本会議での採択を切望する。反対

町道認定はしがたい。  
112名の多くの署名、地元議員の長年の要望を受けて、慎重に検討したが、現地は墓地の中の便道で、作業道、農道ではない。

町内には墓参道で上がつたり、下がつたり等、大きな所も多い。

「道の横の放水路にグレーチングを敷いて拡げ

てくられないか」との要望もあつたが、許可が下りないとのことだ。また、「車椅子が使えるように」とのことだが、調べたところ、現状でも十分通ることができる。

次に、町道については認定の基準があり、そのことができる。

産業建設委員会は付託された陳情について、山林というような状況で、

地に生活道路が必要かどうかに生活道路が必要かどうかに問題になりました。便利道を通り、奥に住宅があるとか、開発の予定があるというな

ら、この方向も違つてくると思う。

墓地の例規上からも、特定の宗派に属するものではないことが明らかだ。

地に生活道路が必要かどうかに問題になりました。便利道を通り、奥に住宅があるとか、開発の予定があるというな

ら、この方向も違つてくると思う。

去年は、年金、医療、特殊法人の天下り等、テレビ、新聞を見ても「何を考えているんや」と思わず言いたくなるような報道が目につき、国民の政治への不信が生じています。

また、政教分離についても、問題はなく、町営墓地の例規上からも、特定の宗派に属するものではないことが明らかだ。

## 陳情

### 公的森林整備の推進と

#### 国有林野事業の健全化を求める

産業建設委員会は付託された陳情について、その

「古座川町は、ほとんど山林というような状況で、

陳情書の内容に合致するものである」との委員長報告を行つた。

去年から、産業振興委員会による、彩り、ニホンミツバチ、キイジョウロウホトトギス等の講演会が開催され、新たな市場産業としての取り組みが期待されます。

今後とも、私たち議員は町民の皆様のために、精一杯がんばります。

報告を受け、本会議は全員異議なく採択した。

本年も、よろしくお願ひします。

編集委員会より

## 重度心身障害者（児）医療費助成事

### 業の見直しにおいて患者負担増にならないようにお願いします

厚生委員会は付託されていました要望について、古座川町には144名の障害者がいる。そのうち古座川町福祉医療費支給条例の対象者が110名で、人工透析を行つて

いる方は6名。

県の動向は、患者負担の方向で検討している。古座

川町の福祉医療の



## 《お詫びと訂正》

議会だより95号5ページの2段目の「健全化判断比率」の表の中で、④将来負担比率の早期健全化基準の数値が「35.0」となつていましたが、正しくは「350.0」でし

ました。お詫びして訂正します。

（大屋一成）

精一杯がんばります。本年も、よろしくお願ひします。